

令和6年度山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業補助金募集要項

1 趣旨

山口県医療的ケア児家族レスパイト環境緊急整備事業（以下「本事業」という。）は、医療的ケア児を介護する家族の負担軽減のために実施される短期入所（レスパイトサービス）の環境を整備することを目的として、県内で短期入所事業所を開設・拡充する法人が、医療的ケア児の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大を行う際に必要となる設備整備及び備品購入等に係る経費を補助する事業です。

2 補助対象法人

山口県内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第8項の短期入所を実施する法人を対象とします。ただし、国又は地方公共団体等が運営するものを除きます。

(1) 医療型短期入所事業所

病院、診療所、介護老人保健施設が開設する短期入所事業所を実施するもの

(2) 福祉型短期入所事業所

前記（1）以外の短期入所事業所を実施するもの

3 補助対象経費

医療的ケア児の新たな受入れ又は既存事業所の受入定員の拡大を行う際に必要となる施設の改修費用（新築・増築）、送迎用自動車の導入・改修費用、医療用機器等備品購入費用が対象となります。

4 補助基準額等

(1) 補助基準額

1法人当たり上限600万円

(2) 補助率

3/4（補助上限額：450万円）

5 補助対象法人の選定

(1) 法人から提出のあった事業計画書について、各圏域における医療的ケア児を受け入れることのできる短期入所事業所の整備状況及び事業計画の実現可能性等の観点から、審査を行い、補助対象法人を選定します。

(2) 必要に応じて、事業計画書の内容その他必要な事項について説明を求めることがあります。

6 応募手続き

(1) 提出書類

- ・ 事業計画書（協議用）
- ・ 参考資料（見積書の写し、新・増築又は改修内容等の分かる平面図、検討している機器のカタログ等）

(2) 提出方法及び提出期限

令和6年7月31日（水）午後5時までに、8に記載する問い合わせ先へ持参または郵送（必着）により提出してください。

7 留意事項

- (1) 補助金交付決定通知後の支出経費が対象となります。
- (2) 補助金交付の対象は、令和7年3月末日までに事業が完了されているものに限り。
- (3) 他の補助事業等により補助対象となるものは、本事業の対象外となります。
- (4) 応募に要する費用は、全て応募者の負担となります。
- (5) 提出された書類は返却しません。
- (6) 審査経過は非公開とし、審査内容に関する質問は受け付けません。

8 問い合わせ先（計画書の提出先）

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県健康福祉部障害者支援課在宅福祉推進班 担当：金子、花屋

a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

TEL 083-933-2764 FAX 083-933-2769